

第1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	道路占用料の還付		
根拠法令及び条項	那覇市道路占用料徴収条例第5条		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
審査基準	【内容】 (※審査基準を公表する場合のみ記載すること。) (占用料の還付) 第5条 既に納付した占用料は、次の各号の一に該当する場合を除くほか、これを還付しない。 (1) 法第71条第2項の規定により占用の許可を取り消したとき。 (2) 天災地変その他占用者の責めに帰すことのできないの理由により占用できなくなったとき。 2 前項第1号による占用料の還付額は、当該占用箇所の原因回復が完了した日の属する月の翌月以降の分とする。		
	審査基準 設定年月日	昭和41年7月10日	審査基準 最終変更年月日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間(書類が窓口到達してから原則14~21日) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	平成10年8月5日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	都市みらい部 道路管理課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。